

第 42 回（令和 3 年度第 3 回） 新型コロナウイルス感染症対策会議

R3.4.22 PM2:05～

5F 大会議室

出席者；金井会長、水谷・神田・廣澤副会長、桃木・松本・
丸木・登坂・松山・長又・寺師・鹿嶋・小室常任理事
県行政（保健医療部 秋田企画幹 涌井主幹 伊佐山主幹）

金井会長

本日も県担当者に出席いただいている。説明をお願いする。

秋田企画幹

資料 1 の今後の新規陽性者推計について（4 月 21 日時点）であるが、1 ページ中のシナリオ 1 が埼玉県における直近 2 週間の増加率を反映させた場合の推計、シナリオ 2 は東京都における直近 2 週間の増加率を反映させた場合の推計、シナリオ 3 は、増加率 50%を想定した場合の推計となっている。国のステージ指標によるとステージⅢは、10 万人当たり陽性者が 15 人、ステージⅣが 10 万人当たり 25 人という数字となっているが、東京都の伸び率が本県に伝播してくると、非常に厳しい状況となる。まん延防止の観点から 2 ページをご覧ください、赤い部分は多いところとなっているが、さいたま市と川口市に対し、20 日からまん延防止対象地域として、要請している。始まったばかりであるが、このままでいくか、対象地域を増やすか、東京都等の動向も踏まえ、今後の対策を検討している状況である。

続いてワクチンについてである。新型コロナワクチンについては、当初、配分量が非常に少なかったが、12 日の週、19 日の週に入って、本格的にワクチンが分配され始めてきた。2 ページであるが先生方の協力により順調に接種いただいている。表中の 4 月 15 日、16 日とあるが、特に 16 日には、その当時分配されていたのは、第 1 弾と第 2 弾の 58,500 人分だけだったが、この時点で分配したワクチンの 9 割の接種を済ませていただいた。その後、ワクチンが少しずつ増えてくるのに伴い、接種ペースを急激に上げていただいております、直近では、一日 1 万人というペースで接種いただいている。4 ページはワクチンの分配スケジュールである。表の左側が医療従事者で約 24 万人分である。右側が 65 歳以上の高齢者 193.6 万人である。医療

従事者は3月1日の週からワクチンが来たが、数は非常に少なかったが、4月12日の週、19日の週で、医療従事者の87.5%がカバーされた。5月の10日の週になると、100%の量が確保されることとなっている。一方65歳以上の高齢者では、4月は本当に僅かな数であったが、4月26日の週、5月3日の週については、282箱が県内の高齢者向けワクチンとして各市町村に分配される。5月10日の週は、前週が4,000箱だったが、その4倍の16,000箱、24日の週になるとそれ以上の数がかかるという形になっている。更に6月は分配ペースが上がり、6月末までには、高齢者全員2回分が、ワクチンの量としては、分配されることとなっている。5ページはゴールデンウィーク中に65歳以上の高齢者ワクチンの接種を予定している市町ということであるが、先日、河野大臣も発表していたが、ゴールデンウィーク中に65歳以上の高齢者ワクチンの接種を表明した市町村には、ワクチンを早めにもらえるということである。内閣府が直接市町村に問合せし、手上げをしてもらったもので、埼玉県では「さいたま市」、「行田市」、「戸田市」、「蓮田市」、「日高市」、「寄居町」の5市町が手上げをした。特にゴールデンウィークの前半部分については、当初、4月26日の週に分配する予定だったものを、19日の週に前倒しするということである。6ページであるが、各市町村の実感としては、国では「6月末までには十分なワクチンを確保する」という説明をしているが、実際に目の前にワクチンがないため、「本当に来るのか」という声が多くある。16日に市町村の説明会を開催したが、規模感を見せるために推計値ではあるが資料を作成した。これまでワクチンの数が非常に少なかったため、配分の仕方も県の裁量に委ねられていたが、今後潤沢にくるということで、機械的な手法に代わっている。分配の決定の手順であるが、まず市町村がV-SYSを使用しエントリーいただき、全国の数を集計したうえで、国が都道府県に分配する。その後、県から希望数により市町村に分配することとなる。4月26日の週の4,000箱について、この方法で分配した結果、埼玉県へは219箱の分配があったが、この率が一定だった場合という前提で全国規模で16,000箱だとすると、本県には、876箱、それ以降はそれ以上分配されるという風に説明した。明日決定するが、内々で、5月10日、17日の週の都道府県の分配量が先ほど示されて、埼玉県の希望量が1,300箱というかなり多めの希望数だったが、1,097

箱分配されることとなった。市町村の分配量については、これから機械的に計算するが、市町村には、明日通知する。市町村としても現物としてワクチンが目の前にくる状況になっている。7 ページ以降は先週話したところである。医療従事者向けのワクチンが本来であれば2月末から本格的に接種するところ、4月中旬以降、下旬になってからになった関係で、医療従事者用と高齢者用のワクチンが同時期に沢山分配されるという仕組みになってしまった。当初の予定だと医療従事者用を打ち終えてから高齢者接種を行うという形だったが、8 ページにあるように、実際に医療従事者向けワクチンを受け取る時期と、高齢者向けワクチンを受け取る時期が重なってしまうという形になっている。今、国のルールでは、ワクチンを発注する基本型施設になるためには、小分けを受けた連携型施設は、受けたワクチンを全て捌かないと基本型施設になれないというルールがあるため、通常通りの小分けを続けていると切り替えはうまくいかない。そのため国に制度を緩和していただき、医療従事者用のワクチン、高齢者用のワクチンとしてそれぞれ紐づけをしていたものを、5月10日の週から本格的にワクチンが届くので、フレキシブルにどちらを使用しても良いこととした。そのため、無理やり小分けをしなくても、高齢者用ワクチンを基本型施設で発注し医療従事者に転用できるようになった。今回、新しく作成した資料として、20 ページをご覧ください。今後、市町村にワクチンが大量に届くようになったため、実際に接種するに当たり、よく郡市医師会と相談していかなくてはならないと認識している。特に施設入所の高齢者が沢山いる中で、市町村からきちんとアプローチして、相談の上接種をすすめるなくてはならないと考えている。その旨を改めて市町村に周知徹底するとともに、全市町村を個別に訪問し、話しをしていきたいと考えている。施設の件については、市町村によっては、認識をし、早く接種しなくてはならないということで、医師会に相談を始めている市町村もあるが、後回しになってしまっている市町村もあると聞いているため、20 ページのとおり、管内にある施設、長期入院の方をどうするかということは、計画をつくり、順番に実施していく必要があるだろうと考えている。それをまず医師会に相談していただきたいということを改めて話している。河野大臣は接種券がなくても誰でも接種できると言っているが、厚労省の手引にはそうは書いてなく、「クーポンをもらえる見込みがある者から接種してくだ

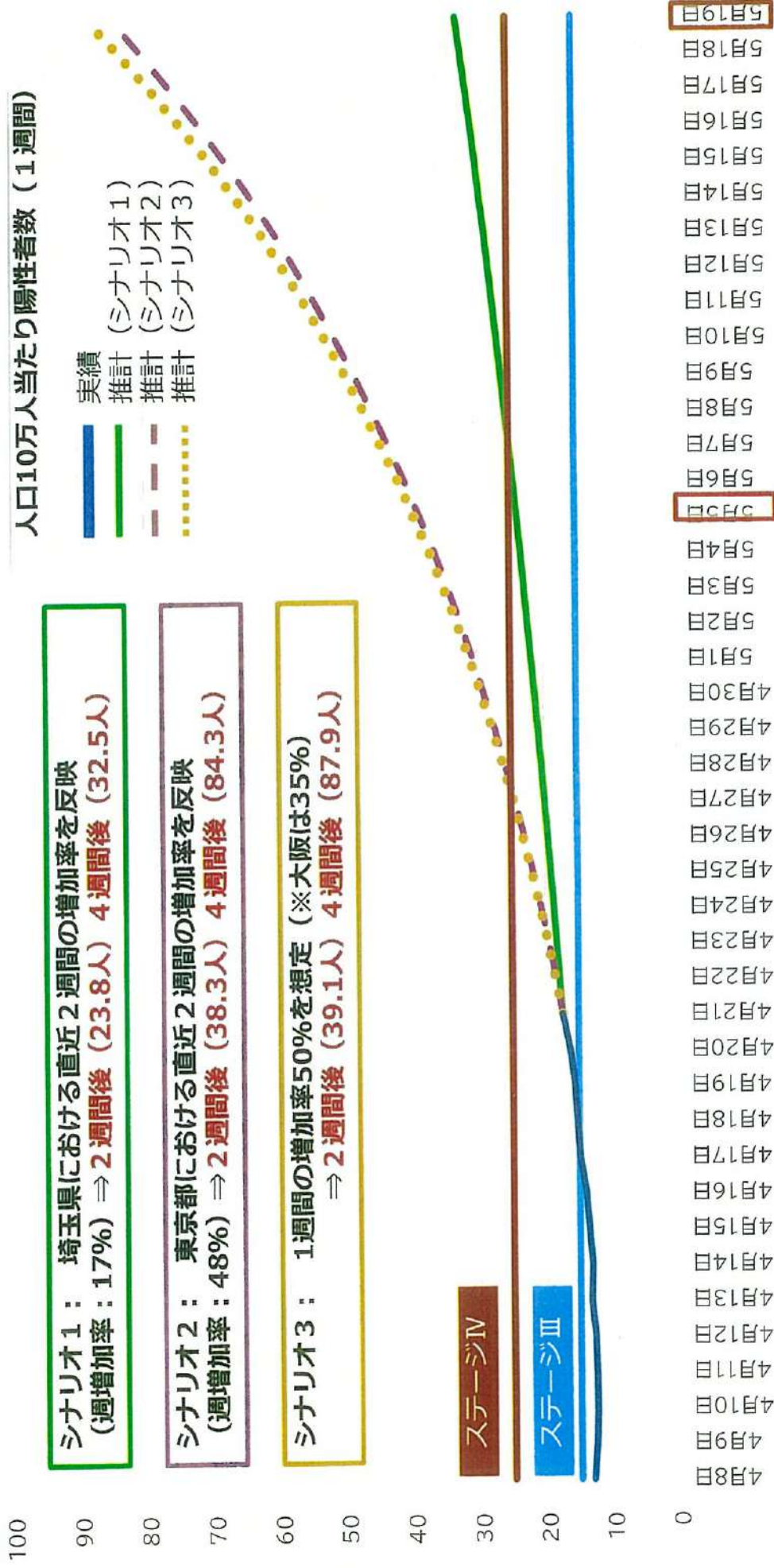
さい」としている。そうでないと1回目を接種しても2回目が接種できないことになってしまう。

次に高齢者向け新型コロナワクチン接種実績等の情報共有についてであるが、資料2の2ページに表を添付している。これは、まだワクチンが目の前にないということもあり、各市町村の首長が、「どうしてうちの市は隣よりワクチンが少ないのか？」と気にしている。ワクチンは確保することが目的ではなく、実際に毎週くる中で、接種をすすめていただくことが重要であるということの中々理解いただけない部分があり、県としては、ある程度ワクチンの分配が本格化したころを目安に、各市町村に配布した箱数と実際に接種した数をホームページ上に公表することを予定している。それを踏まえて接種できる量のワクチン数を要望してほしいとアナウンスしている。

最後に予約受付開始時期について（資料3）であるが、冒頭で話した通り埼玉県では、順調に医療従事者の接種が進んでいる。今現在、県の用意した予約サイトを活用する医療機関は197あり、ネット受付開始している機関が71となっている。そのため、他地区の者が空いているところに予約を入れようとしてしまったりということがあるため、県としてはなるべく早くオープンしていただきたいというお願いとともに、オープンできる目安を入力できる項目を付けたので、医療機関に周知し、記入いただくようお願いしたいと考えている。

資料 1

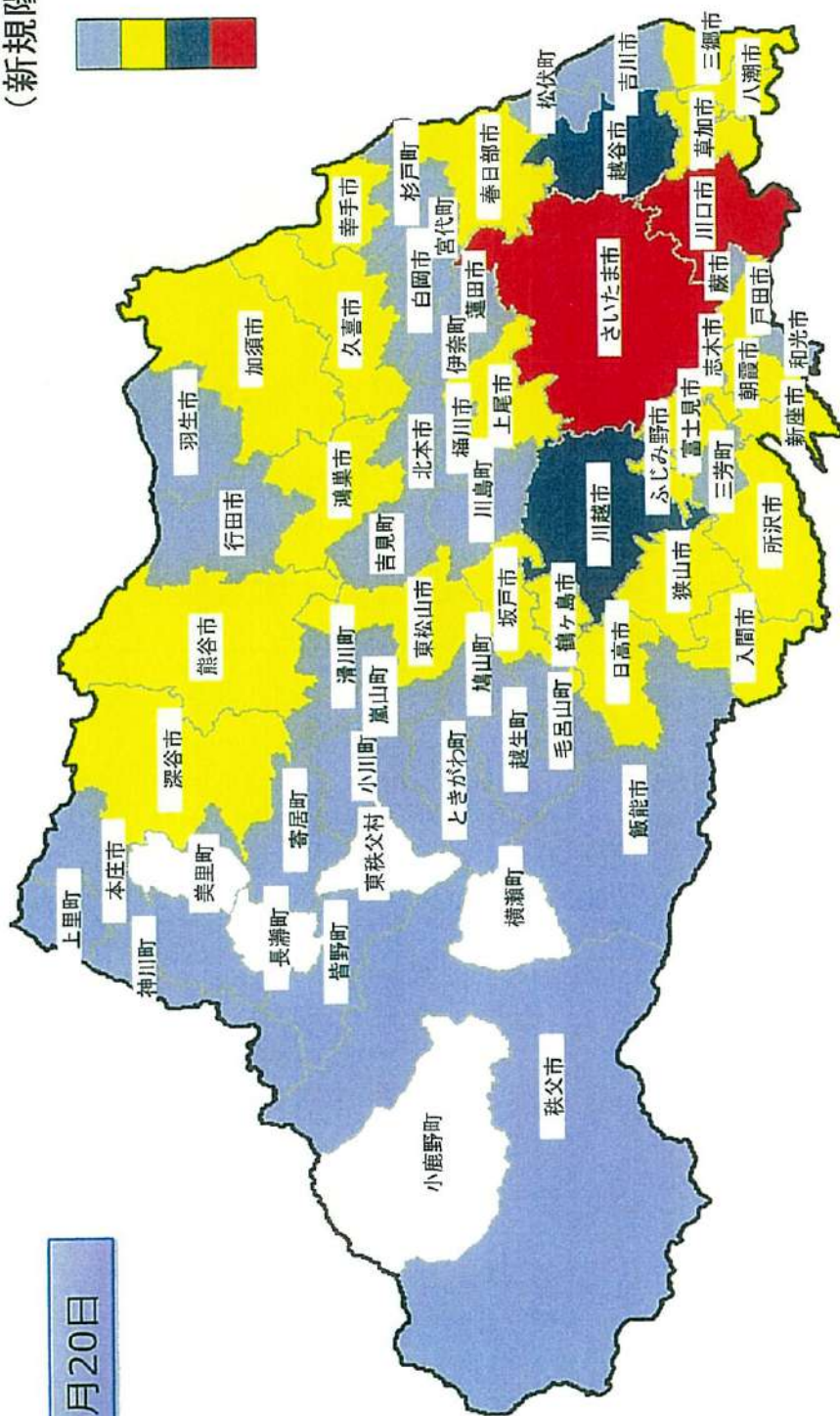
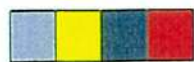
今後の新規陽性者推計について(4月21日時点)



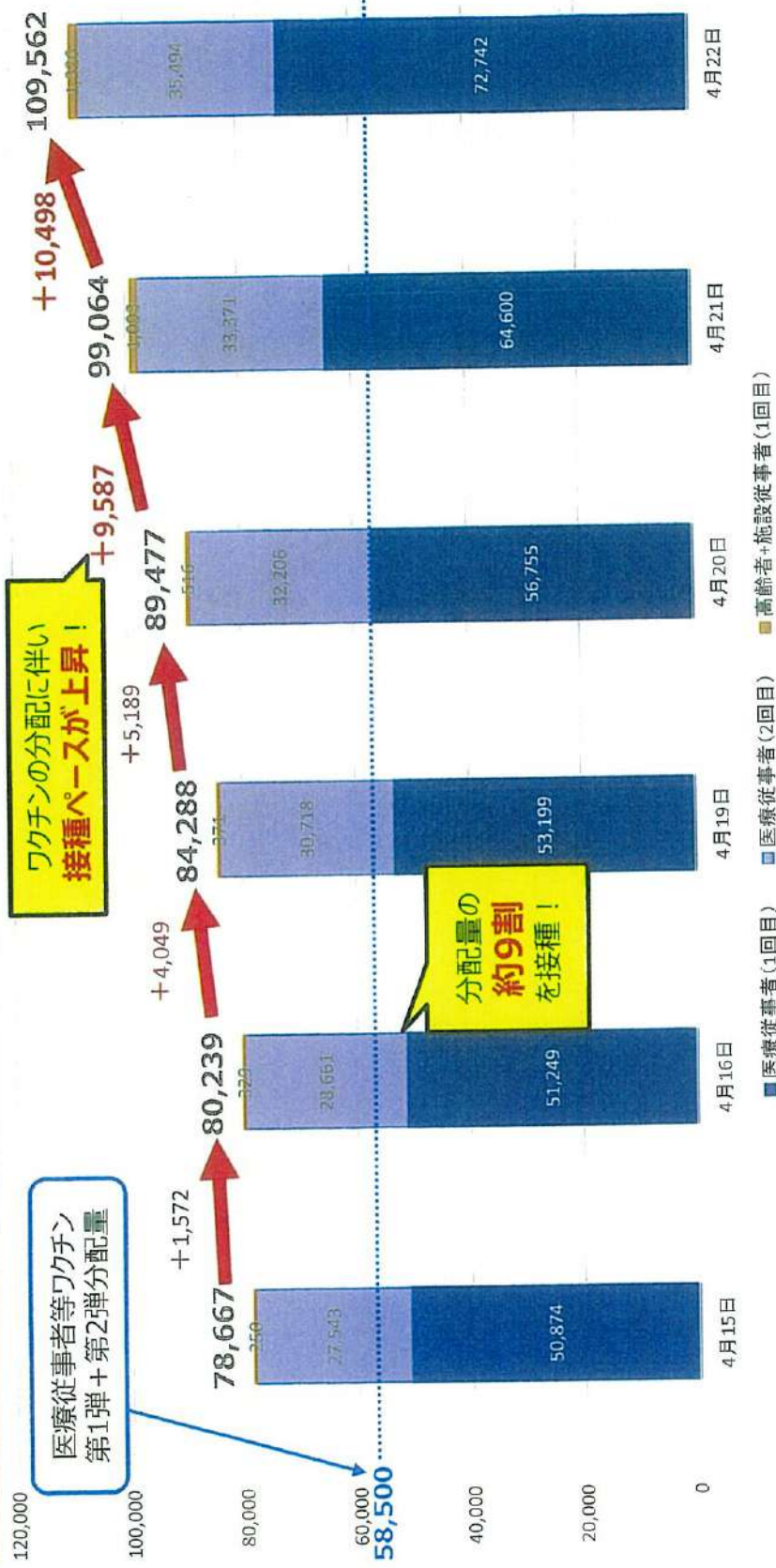
市町村別新規陽性者数

4月14日～4月20日

(新規陽性者数)



新型コロナワクチン接種実績の状況 (V-SYSによるデータ)



医療従事者等及び65歳以上高齢者向けワクチン分配スケジュール

令和3年4月12日時点で示されている医療従事者等及び65歳以上高齢者向けワクチンの分配状況は以下のとおり。

医療従事者等(約24万人)		65歳以上高齢者(約193.6万人)	
出荷時期	埼玉県 の分配	接種人数	充足率
3/1の週～	21箱(3週間後同数)	20,475人分	
3/8の週～	21箱(3週間後同数)	20,475人分	17.0%
3/22の週～	9箱(3週間後同数)	8,775人分	24.3%
3/29の週～	9箱(3週間後同数)	8,775人分	
4/5の週～	-	-	
4/12の週～	65箱(3週間後同数)	76,050人分	87.5%
4/19の週～	65箱(3週間後同数)	76,050人分	
4/26の週～ 5/3の週～	-	-	
5/10の週～	58箱(2回分同時)	33,930人分	100%
5/17の週～	5月10日の週から定期的に高齢者のワクチンが分配され、同時に6回接種できる注射器も配送される見通し		
5/24の週～ 5/31の週～			

医療従事者等向けワクチンは 4月12日の週から本格的に接種できる 数量が分配される	2箱(全国100箱)	975人分
	10箱(全国500箱)	4,875人分
	10箱(全国500箱)	4,875人分
282箱 (全国1,741 + 4,000箱)	137,475人分	7箱前倒し
未定(16,000箱)		
未定(16,000箱以上)		

GW中に65歳以上高齢者向けワクチン接種を予定している市町

接種を予定している 市町	配送先となる 基本型接種施設	GW予定有無	
		前半 (4/29~ 5/2)	後半 (5/3~ 5/5)
さいたま市	さいたま市与野医師会立 休日急患診療所	○(1箱)	×
行田市	行田市保健センター	○(2箱)	○
戸田市	ふくだ内科	○(1箱)	×
蓮田市	蓮田市総合市民体育館	○(1箱)	○
日高市	日高市役所	×	○
寄居町	寄居町役場	○(2箱)	○
	はらしま医院	×	○

GW前半に接種を予定している市町には4/19の週にワクチンが配送される。
GW後半に接種を予定している市町へのワクチン配送時期については未定。

5月10日の週以降の65歳以上高齢者向けワクチン分配予測

【分配量決定の手順】

- ①まずは、市町村がv-sysを通じて分配希望量をエントリー
- ②国は、市町村からの希望量等を踏まえて都道府県へ分配
- ③県はv-sysを用いて自動計算を行い、市町村へ分配
⇒ 各市町村の希望量などに応じて機械的に分配

仮に、今後の国から県への分配数が、4/26の週及び5/3の週と同じ比率で配分された場合

実績 全国で4,000箱 → 埼玉県へ219箱

推計 全国で16,000箱 → 埼玉県へ876箱
※全国の納入希望量の比率も変更無し想定



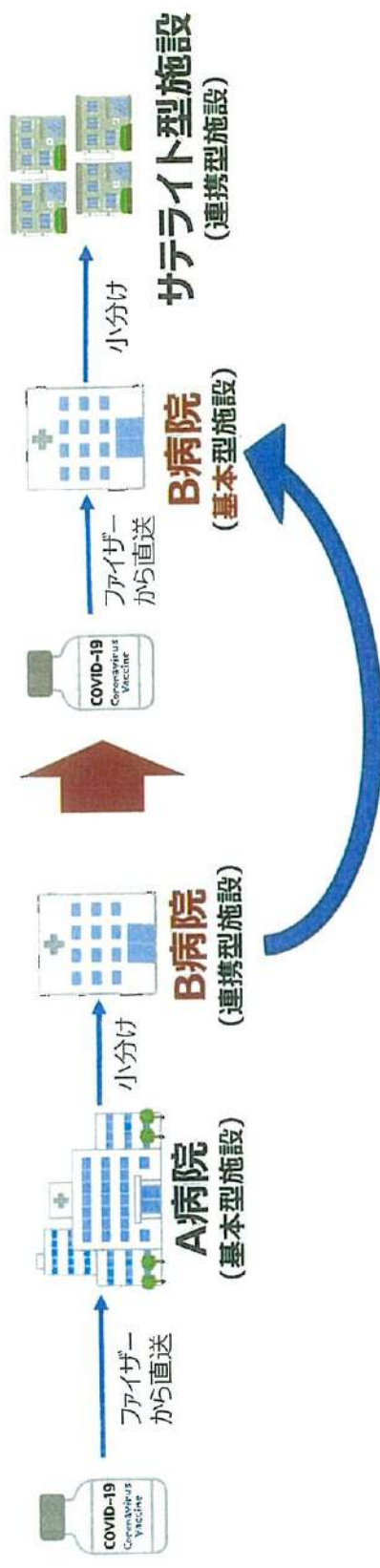
分配時期	65歳以上高齢者 (約193.6万人)
5/10の週～ 5/17の週～	876箱
5/24の週～ 5/31の週～	876箱以上
6/ 7の週～ 6/14の週～	5月を上回る規模で分配 ※6月末までに 65歳以上の 高齢者全員分 が分配される
6/21の週～ 6/28の週～	

当初のワクチン接種スケジュール

- ・当初は医療従事者等への接種の終了後、高齢者向け接種が行われる予定だった。

医療従事者等向け接種

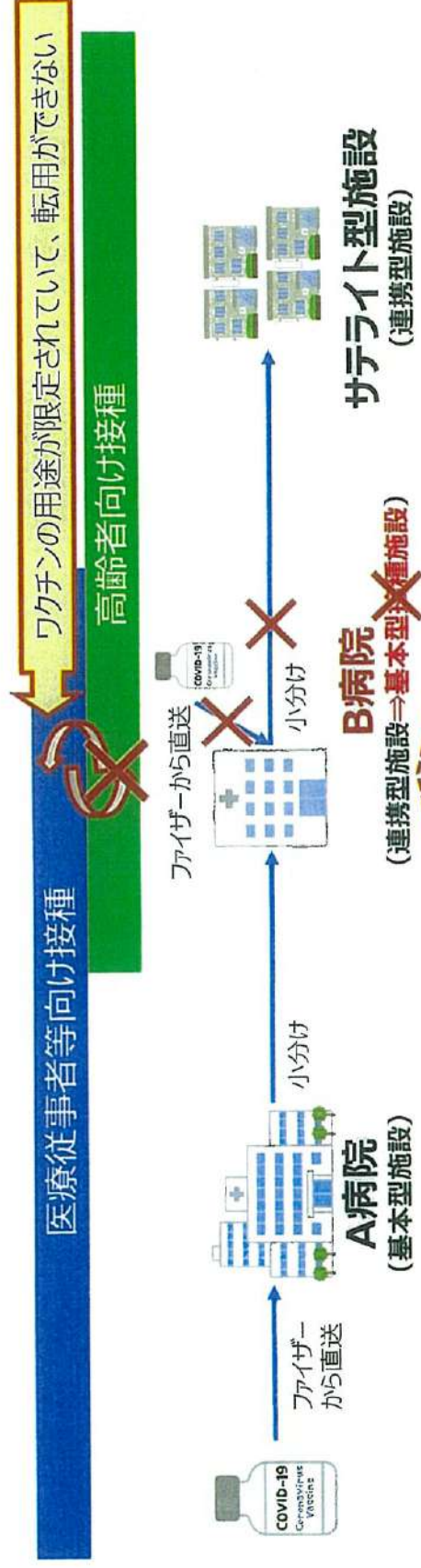
高齢者向け接種



B病院は医療従事者等向け接種終了後、連携型から基本型になり
高齢者向けワクチンの直送を受け高齢者接種に対応するはずだった

ワクチンの使用用途制限の緩和前の課題【国の運用変更により解決可能】

- ・医療従事者等向け接種と高齢者向け接種の期間が重なることにより、B病院が同じタイミングで医療従事者等向けワクチンと高齢者向けワクチンを取り扱うことになる。
- ・その結果、B病院が高齢者向けワクチンの直送が受け入れられず、高齢者への接種ができないケースが生じる。



連携型から、ファイザーからの直送を受ける基本型に変更するためには、小分けを受けたワクチンの在庫を0にすることが必要だが、これが難しい場合がある。
この場合、基本型に変更できないため高齢者向けワクチンの直送を受けられず、高齢者へ接種ができない。

ワクチンの使用用途制限の緩和

これまでは、医療従事者等向け接種のワクチンは医療従事者等のみ、高齢者向け接種のワクチンは高齢者のみが接種の対象になっており、ワクチンの用途が限定されていた。



4月2日付け 国の通知 **(5月10日の週以降に分配する分から適用)**
配送の名目が医療従事者等向け接種又は高齢者向け接種のいずれの用途となっているかにかかわらず、医療従事者等、高齢者双方に接種することができる。

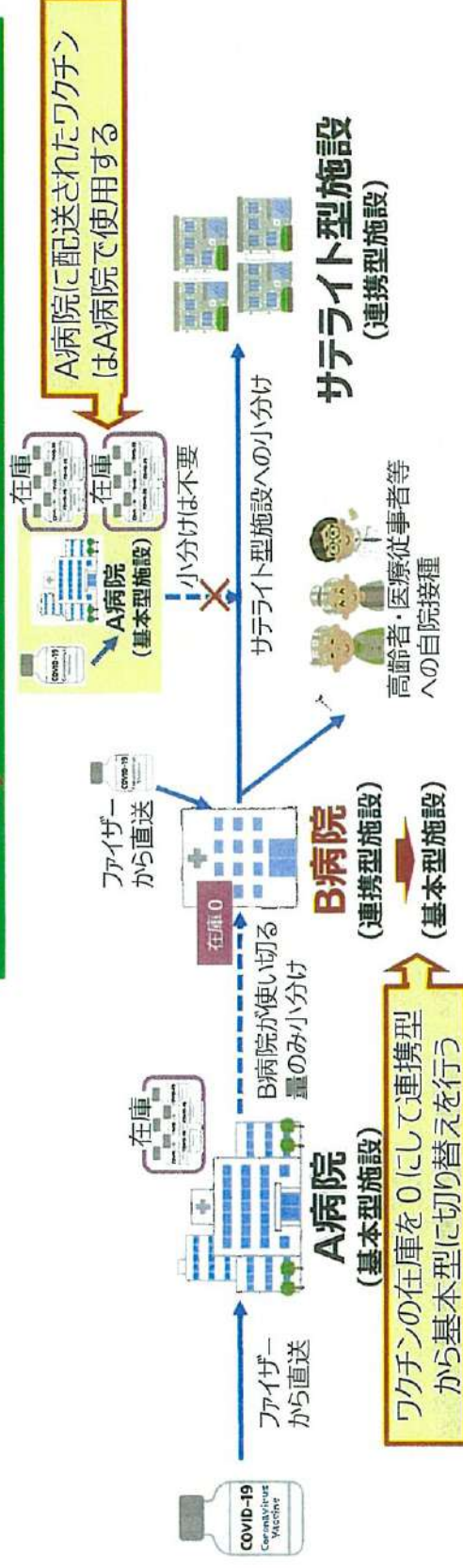
これからのワクチン接種スケジュール

- ・使用用途の制限緩和により医療従事者等向けワクチンと高齢者向けワクチンの柔軟な接種が可能になった。
- ・これにより、B病院はファイザーから直送を受ける高齢者向けワクチンで医療従事者等への接種ができるようになった。
- ・このため、A病院からの小分け量を調整でき、在庫を0にしやすくなった。

医療従事者等向け接種

使用用途の制限がなくなり柔軟な接種が可能に

高齢者向け接種



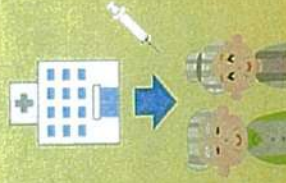
- ・B病院への小分けが少なくなったことにより、A病院で発生する在庫の取り扱いは次ページを参照。

医療従事者等向けワクチン余剰分の取扱い

○ ワクチンの余剰が生じた場合の、取扱い例は以下のとおり。

例1

**自院に入院・通院する
高齢者等に接種する**



例2

※パイアル単位で余剰が生じた場合
自院では高齢者等に接種しない場合



連携型接種施設に
ワクチンを移送し、
入院・通院する
高齢者に接種

例3

※パイアル単位で余剰が生じた場合
地域の他の医療機関で、医療従事者等
用ワクチンの不足が生じている場合



連携型接種施設に
ワクチンを移送し
医療従事者等に接種

注意

- 巡回接種により対応することもできます。
- 接種ができるのは、接種券が市町村から送付された高齢者のみ。

医療従事者等向けワクチン不足時の対応

- ワクチンの配送が箱単位であるため、医療従事者等のワクチンについて一部地域で端数分の過不足が生じる。
- 不足が生じた基本型接種施設の対応方法は以下のとおり。

例1

高齢者向けのワクチンを**自院でV-SYSで発注し**、医療従事者に接種する。（余ったワクチンの取扱いについては「余剰分の取扱い」参照）

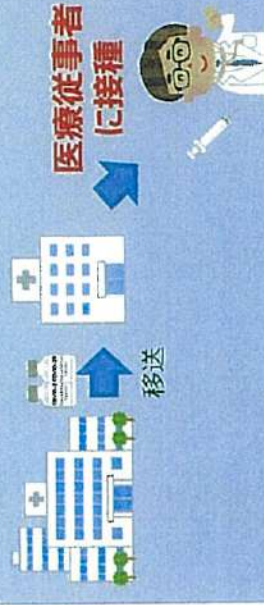


注意

- 医療機関が上記のような発注を行う場合、**市町村との調整が必要になりますので、埼玉県ワクチンチームが調整。**

例2

地域の他の基本型接種施設で、医療従事者等用ワクチンの余剰が生じている場合は、移送を受けて接種することも可。



注意

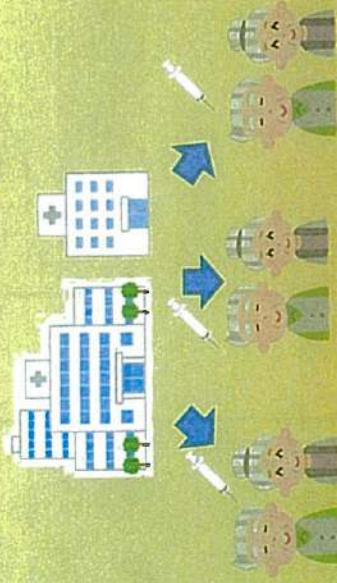
- 移送する際には、V-SYS上の登録を**連携型接種施設に変更するか、巡回接種により対応**する必要があります。

今後、想定される高齢者等向けワクチン余剰分の取扱い

- 今後、想定される高齢者等向けワクチンの余剰が生じた場合の、取扱い例は以下のとおり。

例1

基本型接種施設・サテライト型接種施設（医療機関）に入院・通院する高齢者等に接種する



例2

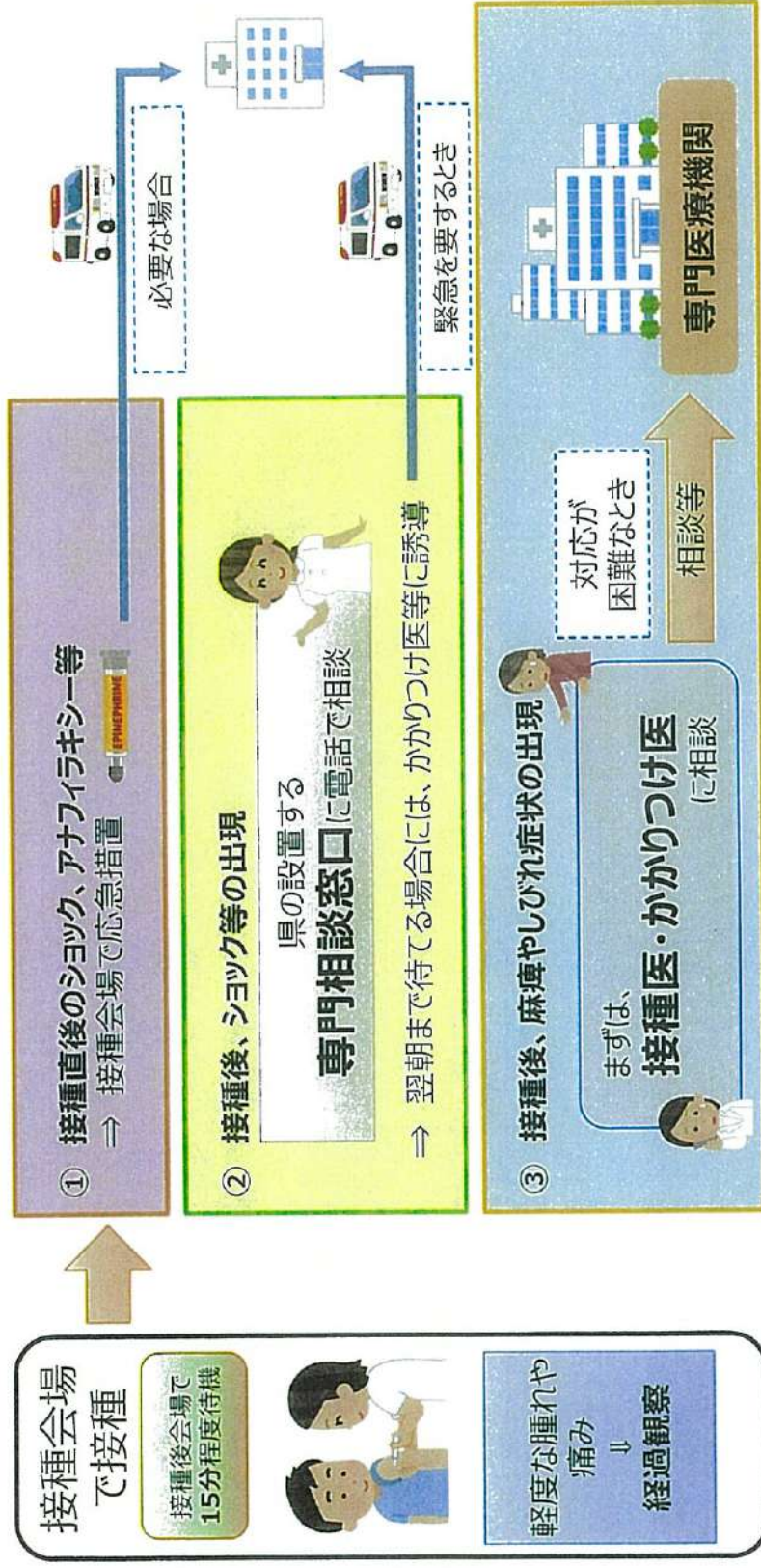
当日に接種予約のキャンセルがあった場合



サテライト型接種施設（診療所等）から接種待ちの高齢者等（かかりつけ患者等）に連絡して接種する

- 注意点**
- 巡回接種により対応することもできます。
 - 接種ができるのは「接種券が市町村から送付された者」であるため、早期かつ確実に接種券が送付できるよう
ご配慮ください。

ワクチン接種後の副反応等への対応



アナフィラキシー等が発生した場合の円滑な搬送体制の確保

- ・ 高齢者への接種が本格化する前に、必要な時に接種会場から速やかに医療機関に搬送できるよう**消防と連携して搬送先の二次救急医療機関等を選定し、予め地域で共有することが重要**

令和3年3月31日付け厚生労働省の通知（抜粋）

- 市町村は地域の医療機関と調整を行い、搬送先の候補となる接種会場近傍の二次救急医療機関等を選定し、地域の医療関係者や消防機関と共有する
- 市町村は、接種会場の場所や、特に大規模な接種会場を設置する場合にはその開設日等の情報を、搬送先の候補となる医療機関、及び地域の医療関係者や消防機関の関係者と予め共有する

令和3年4月7日付け通知概要 埼玉県メディカルコントロール協議会会長 → 各消防本部消防長

- （各消防本部長は）ワクチン接種の実施主体である市町村の保健部局等と連携の上、必要な体制を確保していただきたい。

※自宅等から救急搬送を行う場合は、**既存の埼玉県「傷病者の搬送及び受入れに関する基準」などに基づいて適切に対応**

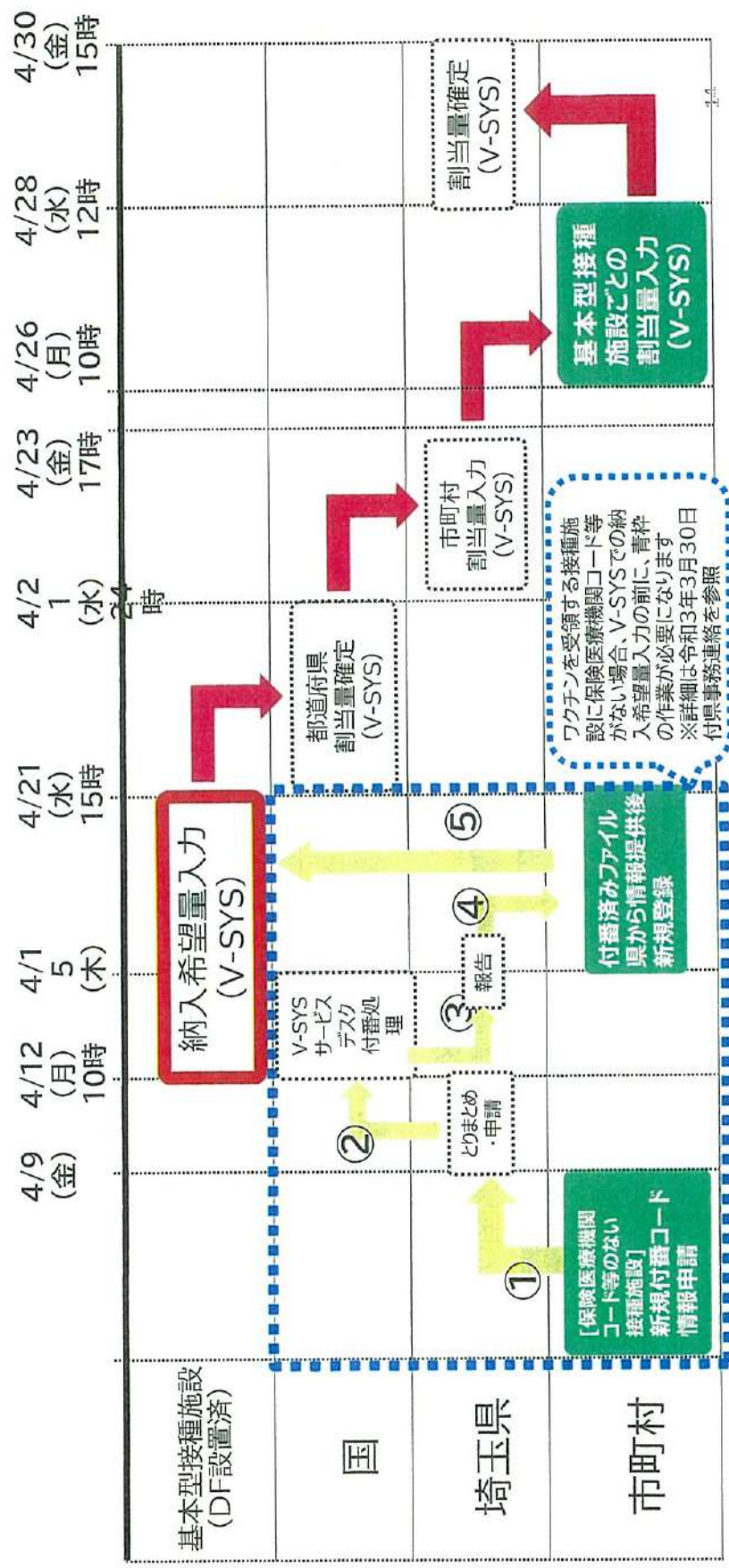
令和3年4月7日付け通知概要 埼玉県保健医療部長 → 各郡市医師会長

- 市町村から搬送先の選定に当たり相談があった際には御協力いただけるよう、（郡市医師会の）会員の二次救急医療機関等に周知を依頼

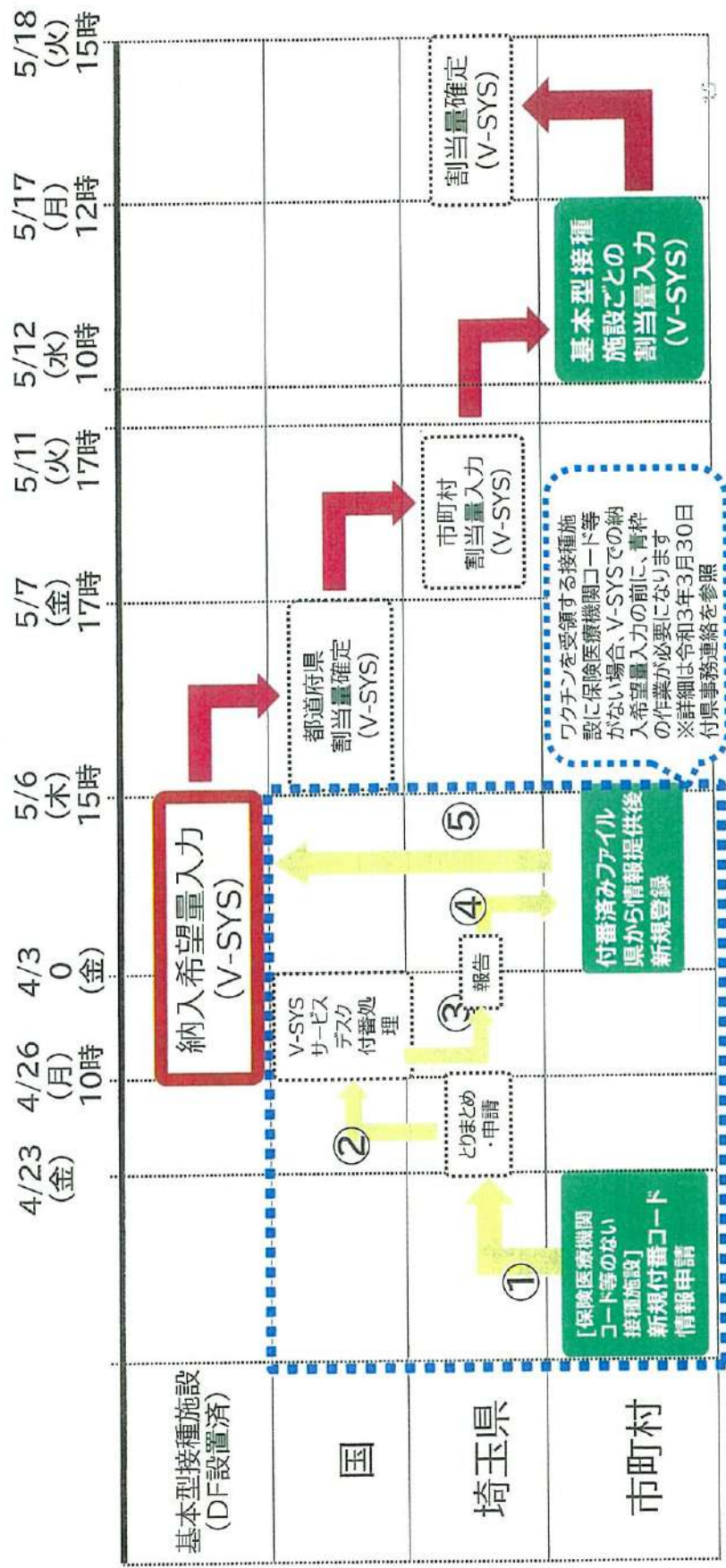
13

18

5月10日の週及び5月17日の週におけるワクチン出荷スケジュール

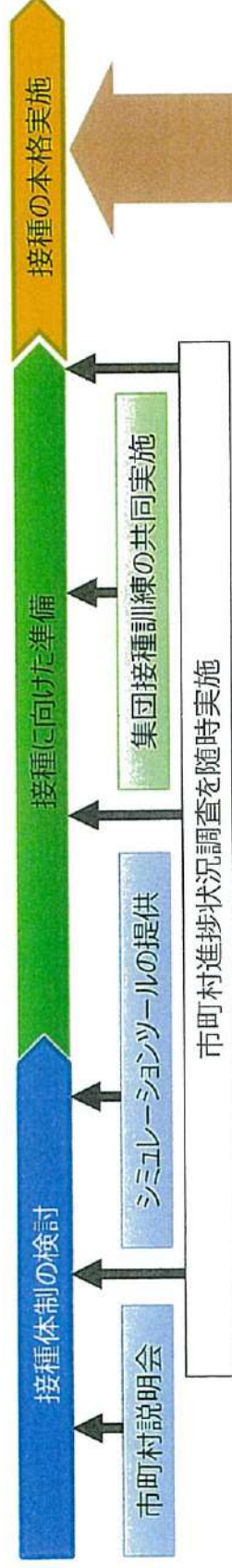


5月24日の週及び5月31日の週におけるワクチン出荷スケジュール



市町村へのプッシュ型訪問支援について

- 接種体制の検討及び準備の段階では、接種体制の構築に向けた**全体的な支援**を実施



- 接種が本格的に始まる今後は、**全市町村を実際に訪問し、ヒアリング及び個別支援を実施**

市町村へのプッシュ型訪問支援

- 訪問内容 : ① 準備が順調に進んでいる市町村
→ 準備をうまく進めるためのポイント等を情報収集
② 準備に苦劳している市町村
→ 課題となっている点を共有し、解決に向けた個別支援を実施
【例】クラスターが懸念される**長期入院患者対応**や**高齢者入所施設等対応**
他市町村の好事例の紹介、郡市医師会との個別的な調整 など

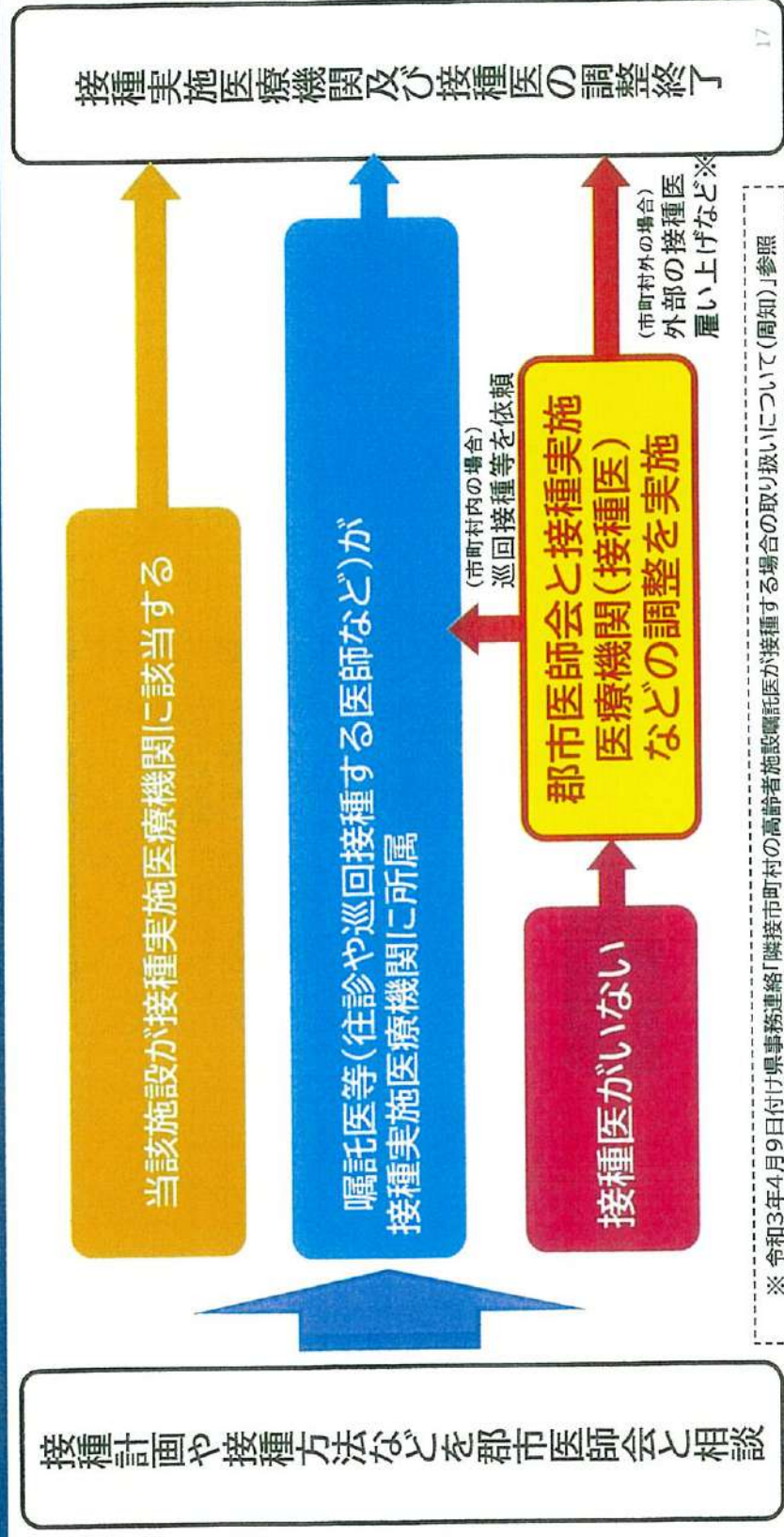
- 訪問期間 : 4月中旬～実施

訪問に併せて
広報の協力依頼

- ✓ 接種の促進
- ✓ 副反応等の正しい情報
- ✓ 差別の禁止等

市町村に通知予定

長期入院患者及び高齢者施設入所者等に係る接種体制の事前確認

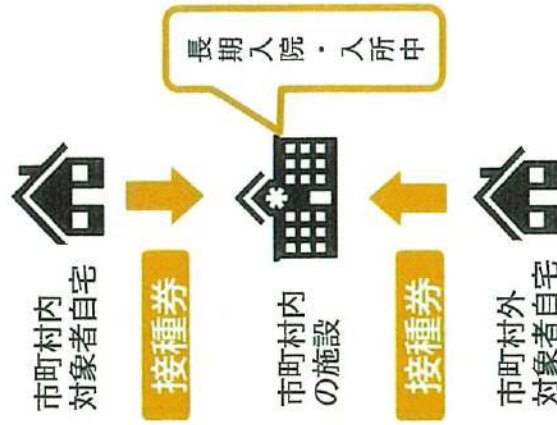


20

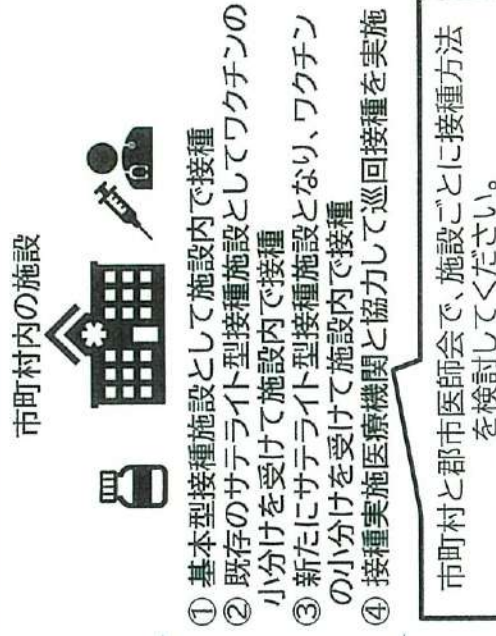
市町村に通知予定

【高齢者接種】 長期入院患者及び高齢者施設入所者等への接種の例

1 施設管理者等と協力して、対象者の接種券を集める

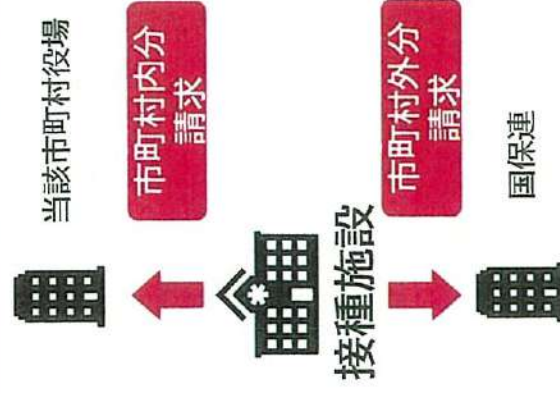


2 ワクチン接種する



※令和3年4月9日付け県事務連絡「隣接市町村の高齢者施設嘱託医が接種する場合の取り扱いについて（周知）」等を参考にしてください。

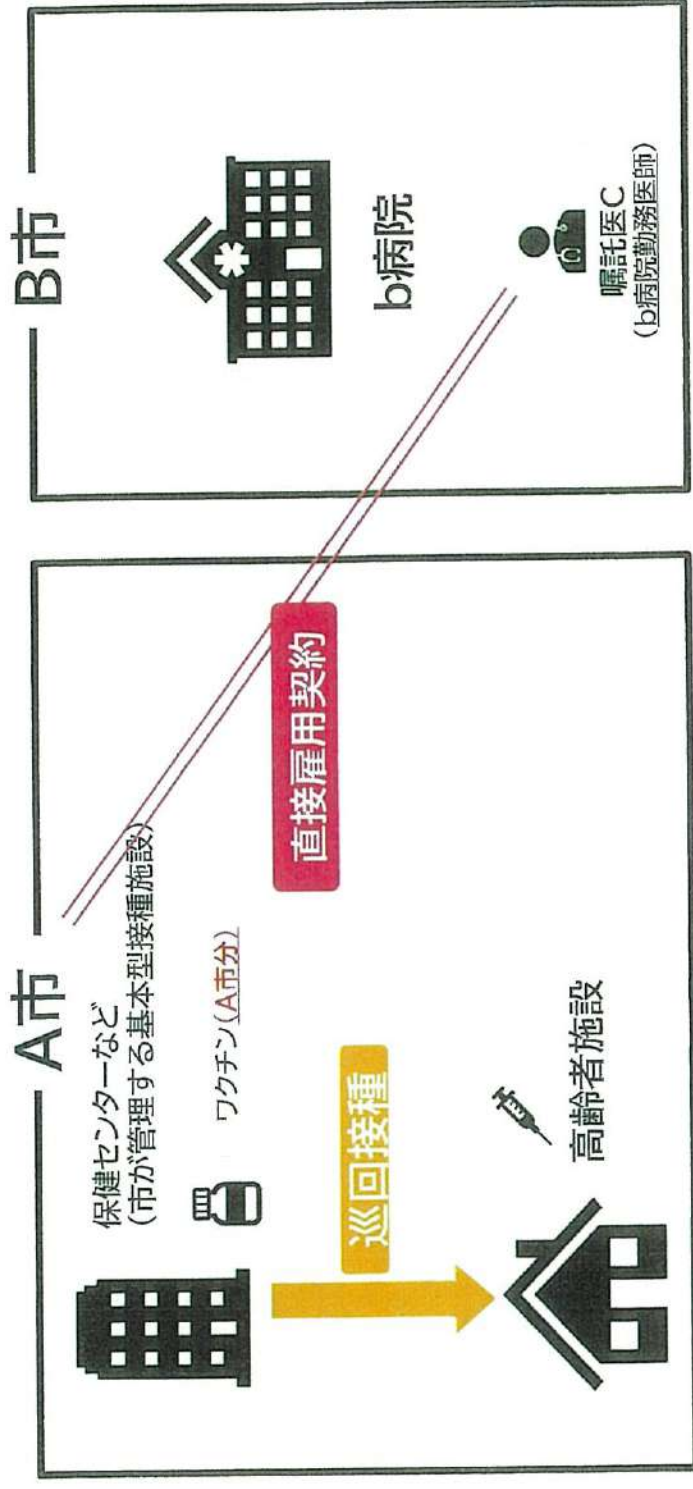
3 接種費用を請求する



詳細は、「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について（改正）」（令和3年3月3日付け厚労省通知）及び「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」（令和3年4月5日付け厚労省通知）を参照

(市外の医療機関に勤務している) 嘱託医が高齢者施設で接種する場合

(例)



A市（基本型接種施設orサテライト型接種施設）がC医師を雇用
雇用契約されたC医師はA市のワクチンを使用して巡回接種を実施

資料 2

保 政 第 1 1 0 号
令和 3 年 4 月 2 0 日

各市町村保健医療担当課長 様

埼玉県保健医療部保健医療政策課長
(公 印 省 略)

高齢者向け新型コロナウイルスワクチン接種実績等の情報共有について（通知）

日頃、本県の保健医療行政に格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、ワクチンの分配及び接種状況については、県民の方の大きな関心事となっており、多くのお問い合わせをいただいております。

そこで県では、別紙のとおり、県内市町村のワクチン分配状況や接種実績等の情報を把握し、5月中旬以降、継続的に市町村との情報共有や県民への情報提供を行う予定ですので、ご承知くださいますようお願いします。

また、各市町村におかれましては、現在、高齢者向け第5クール（5月10日の週及び5月17日の週）の納入希望量の調整※を進めていただいているところかと存じますが、ワクチン接種体制の状況や基本型接種施設へのディープフリーザーの保管可能容量等を十分に勘案したうえで納入希望量の入力をしていただくようお願いします。

※V-SYSへの第5クルールの納入希望量の登録期限は4月21日（水）15時までです。

担 当	新型コロナウイルスワクチンチーム
	市町村支援担当 飯田・西川
	流通調整担当 中山・石井
電 話	048-830-7507
メー ル	a7500-01@pref.saitama.lg.jp

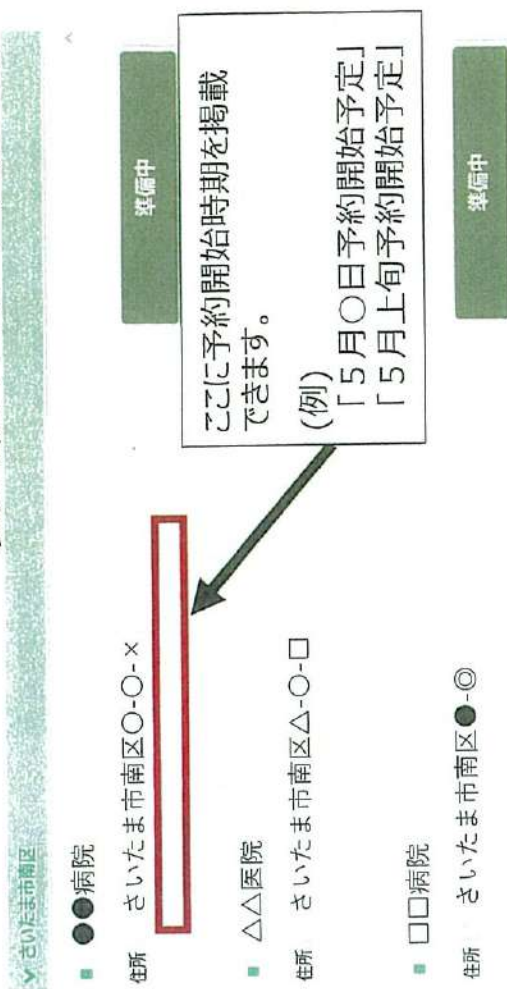
【高齢者向け接種】新型コロナウイルスワクチン接種状況 (令和3年〇月〇日時点)

	高齢者接種 開始時期	ワクチン分配数		接種回数		接種率 (B/A)		高齢者接種 開始時期	ワクチン分配数		接種回数		接種率 (B/A)
		箱数	A:接種可 能回数	1回目 (①)	2回目 (②)	B:合計 (①+②)			箱数	A:接種可 能回数	1回目 (①)	2回目 (②)	B:合計 (①+②)
1	さいたま市												
2	川越市												
3	熊谷市												
4	川口市												
5	行田市												
6	秩父市												
7	所沢市												
8	飯能市												
9	加須市												
10	本庄市												
11	東松山市												
12	春日部市												
13	狭山市												
14	羽生市												
15	鴻巣市												
16	深谷市												
17	上尾市												
18	草加市												
19	越谷市												
20	蕨市												
21	戸田市												
22	入間市												
23	朝霞市												
24	志木市												
25	和光市												
26	新座市												
27	桶川市												
28	久喜市												
29	北本市												
30	八潮市												
31	富士見市												
32	三郷市												
33	蓮田市												
34	坂戸市												
35	幸手市												
36	鶴ヶ島市												
37	日高市												
38	吉川市												
39	ふじみ野市												
40	白岡市												
41	伊奈町												
42	三芳町												
43	毛呂山町												
44	越生町												
45	滑川町												
46	鳳山町												
47	八川町												
48	川島町												
49	吉見町												
50	鳩山町												
51	ときがわ町												
52	横瀬町												
53	宮野町												
54	長瀨町												
55	小湊町												
56	東秩父村												
57	美里町												
58	神川町												
59	上里町												
60	寄居町												
61	宮代町												
62	杉戸町												
63	松伏町												
	埼玉県全体												

予約受付の開始時期について

県予約サイトにおいて、「準備中」の医療機関におかれましては、できるだけ速やかに準備を整え、予約を開始いただきますようお願いいたします。

参考：予約サイトトップページ（イメージ）



「ネット受付」の医療機関
71機関 / 197機関

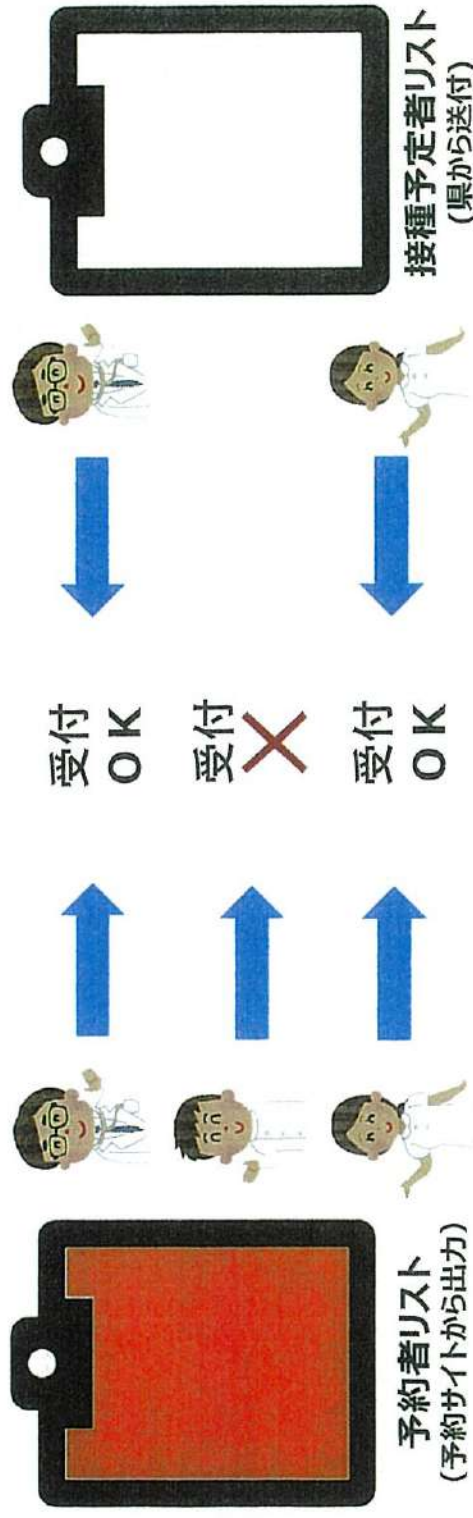
- 医療機関
被接種者から、予約開始時期についての問い合わせ増
- 被接種者
いつ予約が始まるかわからず、予約サイトを毎日確認する必要

予約サイトトップページの接種機関リストのところに
予約開始時期の目途を掲載することで
負担軽減へ

掲載依頼は、ワクチンチーム接種調整担当へお願いいたします。

接種予定者リストにない予約者への対応について

各接種機関へ4月16日（金）に接種予定者リストをお送りしました。
予約サイトでの予約者が、当該接種機関に割り当てられた被接種者でない場合は、事前に受付をお断りいただいております。



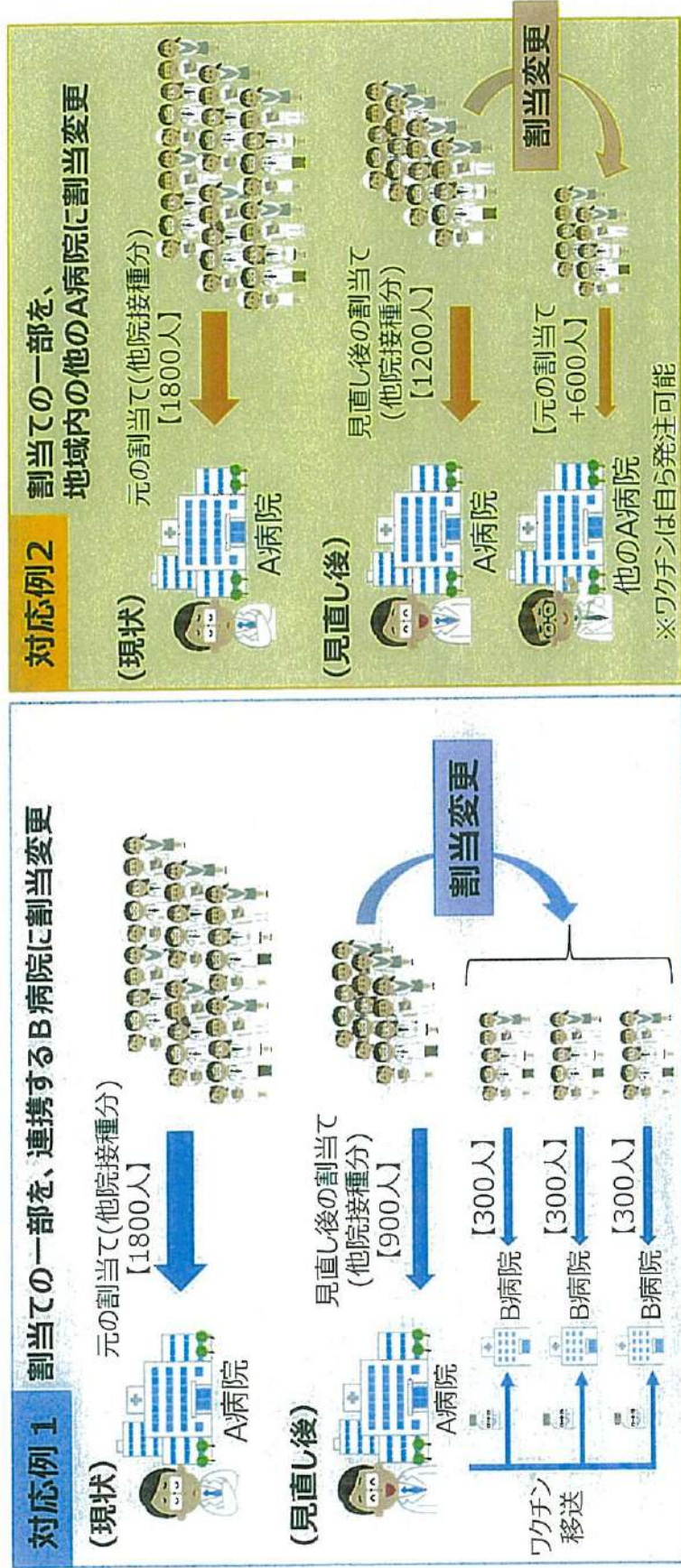
※割り当てられた被接種者全員に接種できる体制を確保していただくようお願いします。

(どうしても難しい場合は医療機関と郡市医師会で相談し、割当てのを見直しを検討してください【次ページ参照】)

※ 1回目の接種が遅くなった場合、2回目の接種が6月以降になることが考えられます。
これに備えるため、予約サイトの利用期間を7月末までとする予定です。

割当て医療機関のみでの接種が困難な場合の対応例

元の割当て医療機関のみでは割り当てられた医療従事者の接種体制をとることが困難な場合、当該医療機関と郡市医師会で御相談し、以下のような対応を検討ください。（一部の地域では既に実施中。）



予診票の新規受付について

- 他院で接種を受ける方の予診票については、1月29日から県の電子申請システムで受付を開始したが、新規入職者等の追加分の受付を現在も行っている。
- 新規入職分を受け付けるための相当期間も経過することから、各接種機関の対象者数を確定させるため、5月16日（日）をもって原則として予診票の新規受付を停止する。

※真にやむを得ない場合には、受け付ける。

（他県で1回目の接種を受けたあと、県内の医療機関に入職し、2回目の予診票を発行する必要がある場合など）

【考え方】

- 医療従事者等向けワクチン5月10日～16日の配送（第4弾）で最後となるため、5月16日で医療従事者等向けワクチンの配送が完了する。
- 高齢者向けワクチン第8クール（6月21日の週、6月28日の週の出荷）の希望量登録（5月24日～6月3日）に間に合うよう接種人数を確定させる必要がある。

2回目の接種の予約枠設定について

対応 1

2 回目の予約について、予約サイトで適切なタイミングで取れない被接種者については、電話で予約を受け付けるなど個別に対応いただくようご協力ください。

対応 2

2 回目の接種の予約ができない被接種者が出ないよう、予約サイトにおける 2 回目の予約枠の設定を例えば以下のように工夫していただくようお願いします。

接種内容

新型コロナウイルスワクチン接種予約 **1回目** 必須

受診する内容を選択してください。

4/19 (1回目) の方

新型コロナウイルスワクチン医療従事者向け優先接種予約専用です。
必ず、2回目は5/10 (2回目) の予約をお取りください。

5/10 (2回目) の方

新型コロナウイルスワクチン医療従事者向け優先接種予約専用です。
必ず、4/19に1回目を接種した方が予約をお取りください。

(参考イメージ)

(左の例)

- 1回目と2回目を明確に分ける。
- 1回目に対応する (3週間後の)
- 2回目の予約枠を設定し、その旨を明示。

⇒ 1回目の3週間後に2回目の予約が確実に取れる

⇒ 2回目の接種を想定していた期間に1回目接種の予約が入ることがなくなる